

諏訪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 16 日

諏訪市長 金子 ゆかり

諏訪市条例第 25 号

諏訪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

諏訪市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年諏訪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の諏訪市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた諏訪市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。